

別記第11

火気の使用に関する制限の指導指針

第1 喫煙・裸火使用・危険物品持込みの規制

劇場、百貨店、展示場などの消防長が指定する場所（以下「指定場所」という。）においては、喫煙、裸火の使用、そしてガソリンなどの危険物品の持込みを禁止とする。

第2 指定場所の細則及び指定場所からの除外要件

指定場所の細則及び除外基準は表1のとおりとする。

なお、指定場所からの除外基準には、防火対象物の構造規模及び消防用設備等などハード面の要件があるため、防火対象物を新築しようとする場合は、特に留意すること。

第3 禁止行為

禁止行為は、条例及び規程で定めるほか、細則は表2に示す行為とする。

第4 行為の禁止に係る措置

条例、規程及び細則（表1）に示す指定場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に規則別表第2に掲げる標識（「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示したもの）を表3に掲げる箇所に設けなければならない。

この場合、併せて図記号による標識を設けるときは、条例別表第7に定めるものとしなければならない。

第5 喫煙等の措置

喫煙等の措置は、条例第23条第4項から第7項まで及び規程第10条及び第11条の規定によるほか、細則は次のとおりとする。

1 喫煙所の設置

(1) 禁止行為の指定場所を有する防火対象物に喫煙所を設ける場合は、表1の指定場所以外の場所（不燃区画等により適用を除外される場所を含む。）に設置すること。

(2) 喫煙所の設置要領（表4）に従い設置すること。

この要領に従い、適正に喫煙所を設けた場合は、指定場所から除外し、禁止行為に係る規定の適用を除外することとする。

(3) 留意事項等

① 指定場所の規模、形態、顧客の在館状況等を勘案し、喫煙所の設置場所、設置数等について、実態に即したものであること。

② 屋内展示場、スタジオ等、施設管理者と使用者が異なる場合は、施設管理者が喫煙所の設置要領及び設置基準のレイアウトを定めた上で、使用者が喫煙管理を行うこと。

③ 利用者に対して、案内表示及び館内放送等を活用することにより、喫煙所の周知が図られること。

④ 喫煙所設置の主旨について、関係者に十分説明し、理解を得るとともに、自主管

理を徹底すること。

2 喫煙の全面禁止等

- (1) 規程第 1 0 条又は第 1 1 条に規定する措置をとること。
- (2) 規程第 1 0 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項に規定する標識は「禁煙」の文言を含むものとし、条例第 2 3 条第 2 項の標識とは別に設置すること。

(記載例)

- ・全館禁煙
 - ・当百貨店は全館禁煙です。喫煙所はありません。
 - ・このフロアは禁煙となっています。喫煙所は○階です。
- (3) (2)の標識は概ね次に示すものとする。



- (4) 標識の設置箇所は、次のとおりとする。
- ア 全面禁煙の場合
入場者、顧客、利用者等の入口
 - イ 階ごと禁煙の場合
エレベータ、エスカレータ等の設置場所で当該階の入口となる箇所

第 6 禁止行為の解除承認基準

指定場所での禁止行為を解除する場合の基準は表 5 のとおりとする。

なお、恒常的（1 年以上継続）な解除承認の承認期間は最長で承認日から 1 0 年とすること（平成 2 1 年以前に承認したものを除く。）。

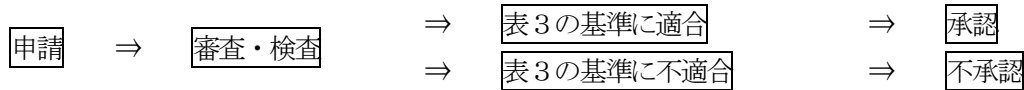
- 1 恒常的な火気使用
百貨店等の売場の加工場等で、各種厨房機器を使用する場合
- 2 恒常的に危険物品を持ち込み
 - (1) 百貨店等の食品加工場で動植物油を持ち込み、揚げ物を行う場合
 - (2) 百貨店等の靴等のリペアショップで危険物に該当する接着剤を持ち込み、修理を行う場合。
 - (3) 百貨店等の売場の一部にネイルエステスペースを設けて除光液等の危険物を持ち込み使用する場合。

第 7 手続き（規則第 1 3 条）

1 手続きの流れ

指定場所において業務上禁止行為を行う場合は、消防長に規則第 1 3 条に基づく申請をし、承認を受けなければならない。

※ 承認までの流れ



※ 申請様式は規則別記様式第 1 2 号とする。

※ 検査は、必要に応じ現場検査とする。

※ 基準に不適合である場合、必要な措置を講ずることにより適合となれば、承認する場合がある。

2 申請

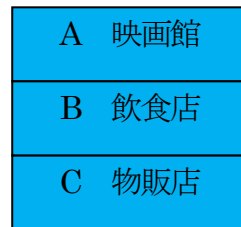
申請は、解除の基準の適用範囲（以下「解除単位」という。）ごとに実施すること。ただし、恒常的に火気を使用し、又は危険物品を持ち込む場合等については、当該申請場所ごとに申請すること。

3 解除単位

同じ建物に複数の指定場所がある場合は次のとおりとする。

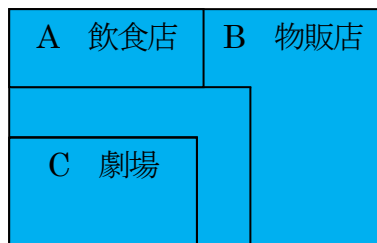
原則として、1 の指定場所の範囲を 1 の解除単位とする。

例 1



A・B・Cそれぞれが1
の指定場所となるため、
3解除単位となる。

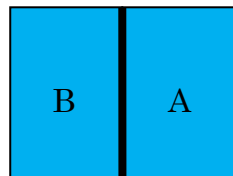
例 2



A・B・Cそれぞれが1
の指定場所となるため、
3解除単位となる。

次のような場合は、それぞれを 1 の解除単位とする。

例 1

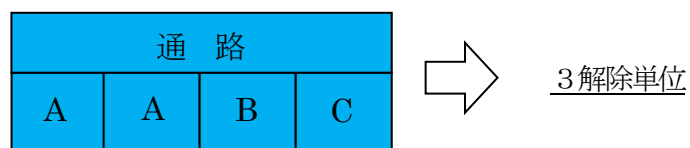


— 112 条区画



建基令第 112 条第 1 項規定
により区画された場所は、
A・Bそれぞれを 1 の解除
単位とできるため、2解除
単位となる。

例 2



連続式店舗がある指定場所の場合は、それぞれの区画ごとを1の解除単位とできる。ただし、連続式店舗内に同一の占有者がある場合は合算し1解除単位とする。

4 添付書類等

申請書には、以下の書類を添付すること。

- ・指定場所の詳細
- ・指定場所の付近の概要図
- ・その他行為の詳細、火災予防上講じた措置等必要な資料

表1 指定場所の細則及び除外基準

指定場所		禁止行為			指定場所の範囲等 及び除外基準
		喫煙	裸火使用	危険物品持込	
劇場 映画館 演芸場	舞台	○	○	○	舞台部と隣接する楽屋・控室等は、不燃区画（開口部は防火設備）とした場合は除外できる。
	客席	○	○	○	
	公衆の出入りする部分	—	—	○	ロビー、廊下、通路、階段及び便所等の場所
観覧場	舞台	○	○	○	
	客席	○	○	○	屋外の客席、全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。
	公衆の出入りする部分	—	—	○	ロビー、廊下、通路、階段及び便所等の場所
公会堂 集会場（小規模 の地区公民館を 除く。）	舞台	○	○	○	
	客席	○	○	○	喫煙は、喫煙設備のある客席を除く。
	公衆の出入りする部分	—	—	○	ロビー、廊下、通路、階段及び便所等の場所
キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台	○	○	○	喫煙は、興行を行わずカラオケ等客専用の舞台を除く。
	客席及び公衆の 出入りする部分	—	—	○	客席、ロビー、廊下、通路、階段及び便所等の場所
百貨店 マーケット 物品販売店舗	床面積の合計が 1,000㎡以上の百 貨店の売場	○	○	○	喫煙は、食堂部分及び顧客のために火災予防上安全と認める喫煙設備を備えた売場部分を除く。
	※「売場」は、以下 の部分又はこれら に類するものとし る。 (1) 物品を陳列 し、販売する全て の部分及び当該 部分の間の通路				売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接する食堂及び飲食店
					固定(半固定を含む。)の間仕切り壁等で区画した場合を除く。
					売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接するストック場及び荷さばき場
					不燃区画され、通常顧客の出入りする部分に面する部分の開口部には防火設備（据付面積2㎡以内のはめ殺しに限る。）を

指定場所		禁止行為			指定場所の範囲等 及び除外基準	
		喫煙	裸火使用	危険物品持込		
百貨店 マーケット 物品販売店舗	(2) 写真、洋服、クリーニング等の承り所 (3) 案内所、手荷物預所、サービスカウンター等、ATM等の各種サービス施設 (4) 食堂、飲食店 (5) スtock場及び荷さばき場 (6) 食料品の加工場及び各種物品の加工修理場	○	○	○	売場又は通常顧客の出入する部分に隣接する食料品の加工場及び各種物品の加工修理場	設けた場合を除く。ただし、スプリンクラー設備の有効範囲以内にある開口部には防火設備を設けないことができる。また、売場と隣接しておらず、かつ、売場側に面する開口部を有していない場合を除く。
	通常顧客の出入する部分 ※「通常顧客の出入する部分」は、以下の部分又はこれらに類するものとする。 (2) 催事場 (3) 顧客が利用する屋上等の直接外気に解放された部分 (4) 美容室、理容室、写真室及び各種教室等 (5) 階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等	○	○	○	売場又は通常顧客の出入する部分に隣接する美容室、理容室、写真室及び各種教室等	
					階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等	喫煙は、喫煙所で不燃区画された場合を除く。
屋内展示場	公衆の出入する部分	○	○	○	喫煙は、喫煙設備のある場所を除く。	
旅館 ホテル 宿泊所	催物の行われる部分	○	○	○		
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影セットを設ける部分	○	○	○	撮影用セットを設ける部分と同一室内でこれに附属する副調整室、照明室、スポンサールーム若しくは観覧席等で不燃区画されている場合を除く。	

指定場所		禁止行為			指定場所の範囲等 及び除外基準
		喫煙	裸火使用	危険物品持込	
自動車車庫 駐車場	駐車の用に供する部分で床面積が以下のもの (1) 地階で200㎡以上のもの (2) 1階で500㎡以上のもの (3) 2階以上の階で200㎡以上のもの (4) 屋上で300㎡以上のもの	○	○	—	
	昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの	○	○	—	
車両の停車場 航空機の発着場	公衆の出入する部分	—	—	○	旅客の乗降又は待合の用に供する建築物の旅客が利用する部分に限る。
重要文化財等	建造物の内部	○	○	○	・重要文化財等として指定される部分のみ。 ※「喫煙」及び「危険物品持込」については、指定される部分で、個人の住居及び事務所等の用に供される部分は除く。 ※「裸火使用」については、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。
	建造物の周囲	○	○	○	・建造物の外周部3mの範囲。軒又は庇等がある場合はこれらの水平投影面積に3mを加えた範囲。 ※「裸火使用」については、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。

備考

- 1 表中の「○」印は、規制の適用を受ける箇所を、「—」印は、規制の適用されない箇所を示す。
- 2 表中の「不燃区画」とは、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び天井）又は防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備に限る。）で区画され、ダクト等が区画を貫通する場合は、防火ダンパーが設けられているものをいう。

表 2 禁止行為の細則

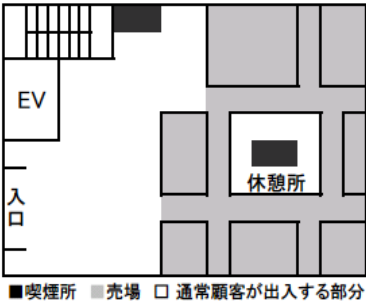
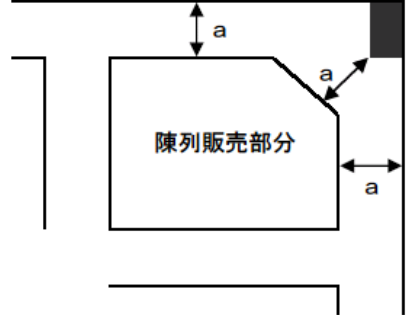
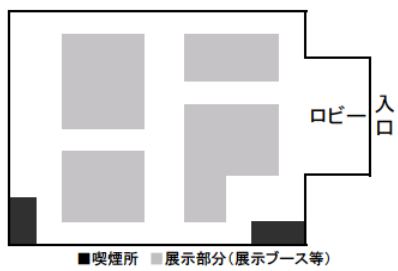
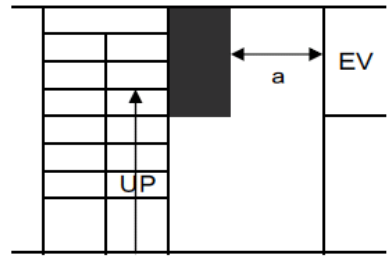
1 喫煙	喫煙に係る一連の行為
2 裸火使用	(1) 炎・火花・発熱部を外部に露出した状態で使用する行為 (2) 火災予防条例に定める火気使用設備・器具の場合は、次に掲げる行為 ア 気体燃料・液体燃料・固体燃料を熱源とする設備・器具（密閉式燃焼設備・器具を除く。） イ 電気を熱源とする設備・器具（発熱部が内部にある設備・器具（トースター・オーブン・ドライヤーなど）を除く。） (7) 通常使用する状態で、赤熱する発熱部が目視できるもの (4) 発熱部が露出し、可燃物が瞬時に着火するおそれのあるもの（表面温度がおおむね400℃程度以上） (3) 重要文化財等のうち、次に掲げる行為は、規制の適用を除外する。 ア 日常的に用いられる火を使用する設備・器具の使用 ア ストーブ・火鉢等の暖房器具 イ コンロ・湯沸器・電熱器等の調理器具 イ 宗教的行事等で用いられる裸火の使用 ア 灯籠・灯明・ごま炊き・線香等の炎 イ かがり火 ウ 茶室の炉の炎 エ かや葺き屋根の維持管理のためのいろり火
3 危険物品持込	(1) 火災予防規程第9条各号に定める危険物品を持ち込む行為 (2) 次に掲げる行為は、規制の適用を除外する。 ア 百貨店等の売場で、以下の商品を恒常的に陳列、販売する行為（花火・クラッカー等、試供品等を含む。） (7) 危政令別表第3に定める危険物に該当する製品で、1の指定場所における数量が指定数量5分の1未満のもの (4) 高圧ガス保安法の適用を除外される容器入り可燃性ガスで、1の指定場所における取扱量が20kg以下のもの (5) SFマークの表示が付されるがん具煙火で、1の解除単位における薬量が5kg未満のもの (6) 条例別表第8に定める可燃性固体類・可燃性液体類に該当する製品で、1の指定場所における数量が指定数量の5分の1未満のもの (7) 危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性ガスを含有するエアゾール製品 イ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為で、実演を伴わず、商品が容器に密閉されたもの

	ウ 車両等の展示行為で、運搬・稼動を伴わないもの エ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の持込み・使用する行為 オ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品・美術品等を持込む行為 カ 動植物油を調理（揚げ物等加熱しない調理に限る。）に使用する行為 キ 日常的に清掃用クリーナー等の危険物品を使用する行為 ク キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店等で従業員の監視の下で キャンドル（可燃性固体類に限る。）及び料理用固形燃料を使用する行為
--	--

表 3 標識の設置箇所

指定場所	標識の表示	設置箇所
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	禁煙	舞台又は客席の入口、正面舞台の側壁・柱等
	火気厳禁	舞台又は客席の入口
	危険物品持込み厳禁	入場者用の入口
キャバレー バー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	禁煙	舞台の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	店の入口
映画スタジオ テレビスタジオ	禁煙	スタジオの入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
百貨店等 屋内展示場 重要文化財等	禁煙	顧客、入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
車両の停車場 船舶・航空機の発着場	危険物品持込み厳禁	入場者、利用者用の入口
自動車車庫 駐車場	禁煙	入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	

表4 喫煙所の設置要領

用途	喫煙所を設けることができる場所	要件	喫煙所設置基準
百貨店・マーケット・物品販売店	通常顧客が出入する場所 (例)  ■喫煙所 ■売場 □通常顧客が出入する部分	(1) 喫煙設備を設けること。 (2) 消火器具を設けること。 (3) 従業員等による監視体制が講じられていること	(1) 設置位置 ア 通行及び避難上支障のない位置に設けること。 廊下、通路等に設ける場合は、当該廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を超える幅員を有する場合に、規定される幅員を超える部分に設けること。 例1  「a」は、条例及び建築関係法令規定の幅員 ■喫煙所
	食堂部分		
屋内展示場	公衆の出入する部分 (例)  ■喫煙所 ■展示部分(展示ブース等)	(1) 喫煙設備を設けること。 (2) 消火器具を設けること。 (3) 従業員等による監視体制が講じられていること。 (4) 展示ブース等の展示部分以外の場所であること (5) 展示場の規模に応じたスペースを確保すること。	例2  「a」は、条例及び建築関係法令規定の幅員 ■喫煙所 イ 可燃物の転落落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離1.8m以上を確保する位置に設けることがこと。ただし、当該距離を確保することができない場合は、不燃材料の間仕切り、つい立等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りでない。

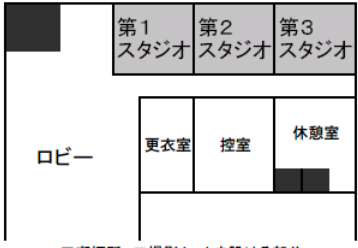
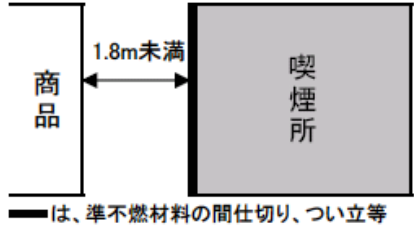
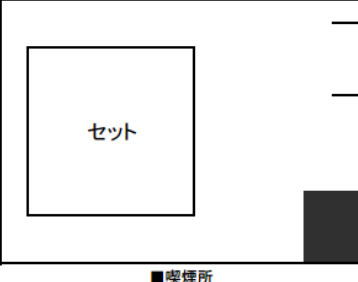
映画スタジオ又はテレビスタジオ	撮影セットを設ける部分以外の場所 (例)  ■喫煙所 ■撮影セットを設ける部分	(1) 喫煙設備を設けること。 (2) 消火器具を設けること。 (3) 従業員等による監視体制が講じられていること。	例  — は、準不燃材料の間仕切り、つい立等
	全体が撮影セットを設ける部分である場合 (例)  ■喫煙所	(1) 喫煙設備を設けること。 (2) 消火器具を設けること。 (3) 従業員等による監視体制が講じられていること。 (4) 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。 (5) 整理、清掃等の措置が講じられていること。 (6) 規模に応じたスペースを確保すること。	ウ 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。 (2) 喫煙所の範囲を明示するつい立は、床面の色表示、間仕切り等の措置を講じること。 (3) 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なものの以外は存置しないこと。 (4) 喫煙所の周囲を区画する場合は、不燃材料を用いること。 (5) その他必要な措置を講じること。

表5 禁止行為の解除承認基準

指定場所	禁止行為の種類	承認基準																																							
劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用	1 可燃物から次に掲げる安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章に定める火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) その他の場合、火炎の幅及び長さに応じ次表に定める距離以上の距離 (表1) 単位: cm <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火炎の幅</th></tr><tr><th>40 以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><th rowspan="2">火炎の長さ</th><th>20以内</th><td colspan="3">100</td><td colspan="3">150</td></tr><tr><th>20を越え40以内</th><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備・器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式に火気使用設備・器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体燃料又は固体燃料を消費する火気使用設備・器具及び液体燃料又は固体燃料を消費するその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 舞台で演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40℃以上、かつ、1回あたりの消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないように措置を講じていること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じ、火炎の長さが次表に定める長さ以内の長さであること。 (表2) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ</th><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火薬は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長であること。 ウ 煙火は、飛しようするものでないこと。			火炎の幅						40 以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100			150			20を越え40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40 以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100			150																																				
	20を越え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

指定場所	禁止行為の種類	承認基準											
劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	裸火使用	エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 オ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。 a 実験により特性を確認したものであること b 煙火は、固定して消費すること。 c 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 d 火花の飛散範囲は、2m以内であること。また、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じ、表3に規定する高さ以内の高さであること。 (表3) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><td>火花を噴き出す 煙火の火炎の高さ</td><td>2.0m</td><td>2.5m</td><td>3.0m</td></tr></table> カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 キ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方2m以内には、可燃物を置かないこと。 ク 火花の飛散範囲内に演技者等がいらないこと。 ケ 火花の飛散範囲から6m以内に観客がいらないこと。 コ 消費中の煙火を移動しないこと。 サ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 シ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 ス 火薬類取扱いに関する知識及び技能を有する専従員が取り扱うこと。 (5) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。 なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火花を噴き出す 煙火の火炎の高さ	2.0m	2.5m	3.0m
		舞台部の空間の高さ											
8.0m未満		8.0m以上10.0m未満	10.0m以上										
火花を噴き出す 煙火の火炎の高さ	2.0m	2.5m	3.0m										
	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること。(容器の個数は問わない。)(4) 火薬類(打上煙火を除く。											

指定場所	禁止行為の種類	承認基準
劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	舞台	）火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演あたり次の個数以下であること。 ・0.1kg以下のものは、50個 ・0.1kgを超え15g以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場については、5gを超える火薬類を使用しない場合については20個とすることができる。） 4 直接屋外に開放された場所における持込については、舞台部の裸火使用の項7による。
	客席	
	喫煙	認めない。
	裸火使用	舞台部の裸火使用の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込	舞台部の危険物品持込の項によること。 1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。（容器の個数は問わない。）
	公衆の出入りする場所	危険物品持込
キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店等	舞台	喫煙
		裸火使用

		火炎の幅					
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内
火炎の長さ	20以内	100				150	
	20を越え40以内	100	150	200	250	300	350

指定場所	禁止行為の種類	承認基準											
キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店等	舞台	5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備・器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式に火気使用設備・器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 (表2) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞台部の空間の長さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ</th><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> ※ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。		舞台部の空間の長さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
		舞台部の空間の長さ											
		8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上									
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm										
	舞台	危険物品持込 1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること。(容器の個数は問わない。) (4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演あたり次の個数以下であること。 ア 0.1kg以下のものは50個 イ 0.1kgを超え15g以下のものは5個											
	公衆の出入りする場所	危険物品持込 1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること。(容器の個数は問わない。) ※容量250gのカセットコンロ用のガスボンベの場合40本まで。											

指定場所	禁止行為の種類	承認基準													
百貨店・マーケット・物品販売店舗	喫煙	認めない。													
	裸火使用	1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。 (1) 使用する場所は、食料品の陳列部分以外であること。 (2) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (5) 消火器具を設けること。 (6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合※1を除く。) (7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合※2を除く。) 2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。 (1) 上記1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。 ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次表に掲げるものであること。 <table><tr><th>床面積の合計が3,000㎡以上の場合</th><th>床面積の合計が3,000㎡未満の場合</th></tr><tr><td>㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、(2)の表左欄に規定する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備(条例別表第3に規定する簡易湯沸設備又はこれと同等以上であるものに限る。以下同じ。)を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。</td><td>㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費熱量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、(2)の表左欄に規定する場所の要件を満たす場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</td></tr></table> ㊧ ガス過流出防止装置又はガス漏れを早期に発見することができる装置が設置されていること。 ㊨ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、1日あたりの消費量が次表に掲げる以下であること。 <table><tr><th>固体燃料の種類</th><th>1日あたりの使用量</th></tr><tr><td>木炭</td><td>15kg</td></tr><tr><td>練炭</td><td>10kg</td></tr><tr><td>豆炭</td><td>5kg</td></tr><tr><td>その他の固体の燃料</td><td>5kg</td></tr></table> (2) 使用する場所は、次表に掲げるものであること	床面積の合計が3,000㎡以上の場合	床面積の合計が3,000㎡未満の場合	㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、(2)の表左欄に規定する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備(条例別表第3に規定する簡易湯沸設備又はこれと同等以上であるものに限る。以下同じ。)を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。	㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費熱量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、(2)の表左欄に規定する場所の要件を満たす場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。	固体燃料の種類	1日あたりの使用量	木炭	15kg	練炭	10kg	豆炭	5kg	その他の固体の燃料
床面積の合計が3,000㎡以上の場合	床面積の合計が3,000㎡未満の場合														
㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、(2)の表左欄に規定する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備(条例別表第3に規定する簡易湯沸設備又はこれと同等以上であるものに限る。以下同じ。)を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。	㊦ 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費熱量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、(2)の表左欄に規定する場所の要件を満たす場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。														
固体燃料の種類	1日あたりの使用量														
木炭	15kg														
練炭	10kg														
豆炭	5kg														
その他の固体の燃料	5kg														

指定場所	禁止行為の種類	承認基準										
百貨店・マーケット・物品販売店舗 売場	裸火使用	<table><tr><th>床面積の合計が3,000㎡以上の場合</th><th>床面積の合計が3,000㎡未満の場合</th></tr><tr><td>ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。</td><td>使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。</td></tr><tr><td colspan="2">イ 各階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなす。)ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ⑦ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。 ⑧ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。</td></tr><tr><td>ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</td><td></td></tr><tr><td>エ スプリンクラー設備等が設けられていること。</td><td></td></tr></table>	床面積の合計が3,000㎡以上の場合	床面積の合計が3,000㎡未満の場合	ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。	使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。	イ 各階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなす。)ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ⑦ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。 ⑧ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。		ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。		エ スプリンクラー設備等が設けられていること。	
	床面積の合計が3,000㎡以上の場合	床面積の合計が3,000㎡未満の場合										
ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。	使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。											
イ 各階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなす。)ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ⑦ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。 ⑧ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。												
ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。												
エ スプリンクラー設備等が設けられていること。												
	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。))。 4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。))。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。										

指定場所	禁止行為の種類	承認基準	
百貨店・マーケット・物品販売店舗	危険物品持込	(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。	
		(3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。(容器の個数は問わない。)	
		7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を行う場所は、次に掲げるものであること。	
		床面積の合計が3,000㎡以上の場合	床面積の合計が3,000㎡未満の場合
		ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。	使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。
		イ 階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1箇所とみなす。)ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ㊦ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。 ㊧ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。	
		ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。	
		エ スプリンクラー設備等が設けられていること。	
オ 大規模な百貨店等で、気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇したときに自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。			

指定 場所	禁止行為 の種類	承認基準
百貨店・マ ーケット・物 品販売店舗 通常顧客の 出入する部 分（催事場 等）	喫煙	認めない。
	裸火使用	1 可燃物から安全な距離を確保していること。 2 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 6 危険物品その他の易燃性の可燃物からの水平距離で5m以上とすること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kW以下であること。 イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、175kW以下とすること。ただし、次の場合を除く。 ① 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。 ② 各階ごとに1箇所であること。（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1箇所とみなす。）ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ③ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火災の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること ④ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。 ⑤ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。 ⑥ スプリンクラー設備等が設けられていること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるも

指定場所	禁止行為の種類	承認基準
百貨店・マーケット・物品販売店舗		のであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。(容器の個数は問わない。)
	喫煙	認めない。
	裸火使用	次の要件を満たすこと。ただし、床面積の合計が3,000㎡以上部分である場合は、7、(2)以下を除く。 1 可燃物から安全な距離を確保していること。 2 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料除く。) 6 危険物品その他の易燃性の可燃物からの水平距離で5m以上とすること(不燃材料で造ったつい立等で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kW以下であること。 イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、175kW以下とすること。ただし、次の場合を除く。 ① 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合は、この限りでない。 ② 各階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1箇所とみなす。)ただし、次に定める設備等が設けられている場合は、各階ごとに複数箇所とすることができる。 ③ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること ④ 気体燃料を熱源とする火気使用設備等については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。 ⑤ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。 ⑥ スプリンクラー設備等が設けられていること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。

指定場所	禁止行為の種類	承認基準
百貨店・マーケット・物品販売店舗	通常顧客の出入する部分（兼営事業部分）	次の要件を満たすこと。ただし、床面積の合計が3,000㎡以上部分である場合は、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。 - 従業員等による監視体制が講じられていること。 - 消火器具を設けること。 - 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 - 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 - 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 - 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。 - 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 - 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 - 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。（容器の個数は問わない。）
	喫煙	認めない。
	裸火使用	- 可燃物から安全な距離を確保していること。 - 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 - 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 - 消火器具を設けること。 - 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） - 危険物品その他の易燃性の可燃物からの水平距離で5m以上とすること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
	危険物品持込	- 従業員等による監視体制が講じられていること。 - 消火器具を設けること。 - 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 - 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
通常顧客の出入する部分（屋上等直接外気に開放された部分）		

指定場所	禁止行為の種類	承認基準																												
屋内展示場	喫煙	認めない。																												
	裸火使用	1 可燃物から次に掲げる安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章に定める火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) その他の場合、火炎の幅及び長さに応じ次表に定める距離以上の距離 (表1) 単位:cm <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火炎の幅</th></tr><tr><th>40以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><th rowspan="2">火炎の長さ</th><th>20以内</th><td colspan="3">100</td><td colspan="3">150</td></tr><tr><th>20を越え40以内</th><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 7 危険物品その他の易燃性の可燃物からの水平距離で5m以上とすること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 8 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備・器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れを早期に発見することができる装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) (3) 液体燃料又は固体燃料を消費する火気使用設備・器具及び液体燃料又は固体燃料を消費するその他の機器は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので、必要最小限とする。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10cm以内の長さであること。 (6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 使用場所は、舞台であること。 イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。 ウ 煙火は、固定して消費すること。 エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100			150			20を越え40以内	100	150	200	250	300
		火炎の幅																												
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																							
火炎の長さ	20以内	100			150																									
	20を越え40以内	100	150	200	250	300	350																							

指定 場所	禁止行為 の種類	承認基準
屋内 展示場	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。（容器の個数は問わない。）ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容器2kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が講じられていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回あたり次の個数以下であること。 ア 0.1kg以下のものは30個 イ 0.1kgを超え15g以下のものは5個
旅館・ホテル・宿泊所	喫煙	各部分の使用の形態に応じ、それぞれの用途に応じた基準を適用する。
	裸火使用	
	危険物品持込	
映画スタジオ・テレビスタジオ	撮影セットを設ける部分 喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 可燃物から次に掲げる安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章に定める火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) その他の場合、火炎の幅及び長さに応じ表1に定める距離以上の距離

指定場所	禁止行為の種類	承認基準																																								
映画スタジオ・テレビスタジオ	撮影セットを設ける部分 裸火使用	(表1) 単位：cm <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火炎の幅</th></tr><tr><th>40以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><th rowspan="2">火炎の長さ</th><th>20以内</th><td colspan="3">100</td><td colspan="3">150</td></tr><tr><th>20を越え40以内</th><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物からの転倒、落下のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備・器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れを早期に発見することができる装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオの場合は、この限りでない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を消費する火気使用設備・器具及び液体燃料又は固体燃料を消費するその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40℃以上、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないように措置を講じていること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に定める長さ以内の長さであること。 (表2) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">スタジオの空間の長さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ</th><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火薬は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが上の表に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) エ 煙火は、飛ばすものでないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。 ① 実験により特性を確認したものであること ② 煙火は、固定して消費すること。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100			150			20を越え40以内	100	150	200	250	300	350		スタジオの空間の長さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
					火炎の幅																																					
40以内	50以内			60以内	70以内	80以内	100以内																																			
火炎の長さ	20以内	100			150																																					
	20を越え40以内	100	150	200	250	300	350																																			
	スタジオの空間の長さ																																									
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																							
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																							

指定場所	禁止行為の種類	承認基準																	
映画スタジオ・テレビスタジオ 撮影セットを設ける部分	裸火使用	③ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 ④ 火花の飛散範囲は、2m以内であること。また、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じ、表3に規定する高さ以内の高さであること。 (表3) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th><th colspan="2">大空間を有するスタジオの空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上 10.0m未満</th><th>10.0m以上</th><th>8.0m以上 10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><td>火花を噴き出す煙火の火炎の高さ</td><td>2. 0m</td><td>2. 5m</td><td>3. 0m</td><td>4. 5m</td><td>5. 0m</td></tr></table> ⑤ 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 ⑥ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。 ⑦ 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。 ⑧ 火花の飛散範囲から6m以内に観客がいないこと。 ⑨ 消費中の煙火を移動しないこと。 ⑩ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 ⑪ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 ⑫ 火薬類取扱いに関する知識及び技能を有する専従員が取り扱うこと。 キ 0. 1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 (5) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。		スタジオの空間の高さ			大空間を有するスタジオの空間の高さ		8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火花を噴き出す煙火の火炎の高さ	2. 0m	2. 5m	3. 0m	4. 5m	5. 0m
		スタジオの空間の高さ			大空間を有するスタジオの空間の高さ														
8.0m未満		8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上														
火花を噴き出す煙火の火炎の高さ	2. 0m	2. 5m	3. 0m	4. 5m	5. 0m														
	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。(容器の個数は問わない。)ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高压ガス保安法の適用を受ける容器(容器2kg以下)を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。																	

指定 場所	禁止行為 の種類	承認基準
		イ 容器の転倒防止措置が講じられていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回あたり次の個数以下であること。 ア 0.1kg以下のものは50個 イ 0.1kgを超え15g以下のものは10個(大空間を有するスタジオに限り、5gを越える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。)
自動車車庫・駐車場	喫煙	認めない。
	裸火使用	認めない。
車両の停車場・航空機の発着場	危険物品持込	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。(容器の個数は問わない。)
	対象となる 禁止行為	それぞれの指定場所に応じた承認基準を適用する。
重要文化財	喫煙	1 関係は等による監視体制が講じられていること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。 3 喫煙設備を設けること。 4 消火器具を設けること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	1 条例第3章に定める火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離を確保していること。 2 可燃物からの転倒、落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。

指定 場所	禁止行為 の種類	承認基準
重要文化財	裸火使用	5 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品持込	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること。(容器の個数は問わない。)